

2024年3月15日

報道関係各位

公益財団法人香雪美術館

理事長 秋山 耿太郎

美術系学生を対象とした奨学生

(「村山龍平記念香雪美術館奨学金」奨学生)の募集について

公益財団法人香雪美術館（神戸市東灘区御影郡家 2 丁目 12-1、電話 078-841-0652）は 2024 年度も、美術に関する分野を学ぶ学生を、経済面で支援する奨学金事業を実施します。

当館は、朝日新聞社創業者の故村山 龍平が収集した美術品を展示、保存、研究するため、1973 年に開館しました。35 周年を迎えた 2008 年度に、当館の設立目的である「わが国の美術文化の向上」に一層貢献するため、この奨学金制度を設立しました。志の高い美術系学生たちの勉学を手厚く支援するため、卒業までの最短の修学期間給付します。給付額は、自宅通学生月額 5 万円、下宿生月額 7 万円といたします。なお給付した奨学金の返済義務はありません。

対象者は、美術、工芸、映像、デザイン、美学、美術史、文化財保存などの美術系分野を学ぶ優秀な学生です。そのうち、兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県の近畿 2 府 4 県に所在する大学院、大学、短期大学に在学する学生といたします。

募集期間は 4 月 1 日(月)から 4 月 26 日(金) (必着)、募集人数は 10 名程度です。学識経験者らでつくる選考委員会による審査を経て、6 月中に奨学生を決定します。

奨学金事業の趣旨をご理解いただき、新聞やテレビ・ラジオなどを通じて広く周知いただき、美術系学生たちの支援にご協力いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

《参考 2023 年度実施状況》

応募数：110 名

採用数：27 名

学年別採用者：1 年生 3 名、2 年生 4 名、3 年生 5 名、4 年生 5 名、大学院生 10 名

学校別採用者：兵庫県 5 校 7 名、大阪府 2 校 2 名、京都府 8 校 15 名、

奈良県 2 校 2 名、滋賀県 1 校 1 名

奨学金給付者数：89 名（1 年生 3 名、2 年生 16 名、3 年生 27 名、4 年生 19 名、

大学院生 24 名）

公益財団法人 香雪美術館 奨学金担当者（電話 078-841-0652 【香雪美術館(神戸・御影)】 /

メールアドレス：scholarship@kosetsu-museum.or.jp)

【村山龍平記念香雪美術館奨学金・2024年度奨学生募集要項】

2024年3月

公益財団法人香雪美術館

1、主旨

我が国の美術文化の向上に資するため、絵画や造形表現など芸術分野の創作活動を志す学生のほか、美術分野の研究者、学芸員等を目指す有為な学生たちを支援する。

2、募集人員

大学院生（修士、博士課程）、大学生、短期大学生が対象で、新入生、在生から10名程度。

3、給付額及び給付期間

下宿生には月額7万円、自宅通学生には月額5万円。財団が必要と認めた者には給付額を増やすことがある。いずれも卒業までの正規の最短修学期間で、返還の義務を要しない。

4、出願資格

兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県の大学院、大学、短期大学で美術、工芸、映像、デザイン、美学、美術史、文化財保存などの美術系分野を専修する学部・学科に属する学業優秀者で学資の支弁が困難と認められる者。

5、出願期間

2024年4月1日(月)～4月26日(金) (必着) ※締切日にご注意下さい。

6、出願書類

(1) 奨学生願書

※日本学生支援機構の給付型奨学金との併給を認めます。

但し、その場合は願書の「他の奨学金受給」欄に受給予定（申請中）である旨を明記下さい。

※必要事項に記入漏れがないようにして下さい。

(2) 成績関係証明書（出身高校の成績証明書、または大学の成績証明書）

(3) A4判1枚に書かれた自己PR文

(4) 応募学生の出身高校の校長、クラス・教科担任、または大学院、大学、短期大学の担当教員が作成した奨学生推薦書

(5) 本人及び両親の所得証明書（市町村発行）、所得のない場合は非課税証明書

※上記(1)～(5)全てがそろっていないと選外となります。

※出願書類一式は、在籍校の教務担当者を通して香雪美術館に郵送もしくは提出すること。

送付先：〒658-0048 神戸市東灘区御影郡家 2-12-1 公益財団法人香雪美術館 奨学金係

※願書、自己PR文、奨学生推薦書は財団のホームページよりダウンロードして下さい。

<https://www.kosetsu-museum.or.jp/mikage/scholarship/pdf/scholarship2024.pdf>

7、奨学生の決定

(1) 本法人が組織する奨学生選考委員会で、書類選考する。必要に応じて面接を行うこともある。

(2) 奨学生に決定した者については、当該大学を通じて本人に通知する。

8、奨学金の給付方法

奨学金は、各月1日に指定された銀行口座に振り込む。

9、奨学生の義務

奨学生は財団主催の「奨学生のつどい」（年1回）に参加する義務があるほか、財団主催の展覧会や行事に積極的に参加すること。毎学期末に学業・生活状況を報告、成績証明書を提出すること。